

# 子ども・子育て支援新制度での利用者負担額について

平成 27 年 3 月 11 日

松山市 保健福祉部 保育・幼稚園課

本年 4 月に開始される子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、また、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業を利用する際の利用者負担額(※1)を、国の定める基準を限度として、市町村が定めることになっており(※2)、これについて、市は、昨年 10 月に設定方針を公表しました。

その後、利用者負担額の決定に向けて作業を進め、現在開会中の 3 月市議会に関係条例案を上程し、ご審議いただいておりますが、国の定める基準が未だ正式決定されていないため、条例案を市議会でご承認いただいたとしても、市が正式に利用者負担額を定めることができるのは、3 月末に見込まれている国の基準の決定後になります。

しかし、新制度の開始は目前であり、利用者負担額については、幼稚園等の事業関係者や保護者の方々にとって必要な情報であることから、できる限り早くお示しすることが不可欠であると考え、このたび、市議会のご理解を得て、現在国が示している基準案をもとに作成した市の利用者負担額案を公表させていただくことにしました。

なお、市が、今回お示しする案どおりに決定するには、国が示している基準案が変更されないことが前提になりますので、ご留意ください。

※1 新制度での利用者負担額は、子どもの 3 つの認定区分ごとに設定することになります。

1 号認定子ども…満 3 歳以上で、教育を希望する子ども

(幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用)

2 号認定子ども…満 3 歳以上で、保育の必要な子ども

(保育所、認定こども園(保育所部分)を利用)

3 号認定子ども…満 3 歳未満で、保育の必要な子ども

(保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業を利用)

また、利用者負担額は、基本的には入園料を含みますが、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、別にお支払いいただくことがあります。

※2 私立幼稚園については、園の判断で、新制度へ移行するしないを選択することができます。新制度へ移行する幼稚園の保育料は、今回お示しする利用者負担額になりますが、移行しない幼稚園の入園料、保育料は、これまでどおり各園が独自に設定します。

## 1 1号認定子どもの利用者負担額

国の基準に合わせ、所得による階層区分に応じた負担額を設定し、金額については、市内の私立幼稚園の入園料と保育料の平均と私立幼稚園就園奨励費補助金の単価を考慮して設定します。（このため、新制度に移行する私立幼稚園については、就園奨励費補助金の支給がなくなります。）

松山市(案)		国の上限額基準(案)	
階層区分	利用者負担額 (月額)	階層区分	利用者負担額 (月額)
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	800円	②市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	10,000円	③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	13,000円	④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	16,700円	⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

### ■減免措置

- 小学校3年以下の範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。
- ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は1,000円減額とします。

## 2 市立幼稚園の利用者負担額【経過措置(案)】

市立幼稚園の保育料も、1号認定子どもの利用者負担額と同じにしますが、激変緩和のため、平成27年度は現行水準を維持(第1階層、第2階層は、1号認定子どもの利用者負担額と同額。在園児は卒園まで維持。)し、その後、平成30年度までの3年間で段階的に引き上げます。

### ■新入園児

階層区分	1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	800円	800円	800円	800円
③市民税所得割額 77,100円以下	5,700円	5,700円	7,800円	10,000円
④市民税所得割額 211,200円以下	5,700円	7,300円	10,100円	13,000円
⑤市民税所得割額 211,201円以上	5,700円	9,400円	13,000円	16,700円

### ■在園児

階層区分	1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	800円	800円
③市民税所得割額 77,100円以下	5,700円	5,700円
④市民税所得割額 211,200円以下	5,700円	5,700円
⑤市民税所得割額 211,201円以上	5,700円	5,700円

### 3 2号認定、3号認定子どもの利用者負担額

現行の保育所保育料基準を基に、所得税課税額による階層区分を、市民税所得割課税額による階層区分に変更します。（それに伴い、C階層とD階層をC階層に一本化するほか、C2階層とC3階層を統合します。）

額については、保育標準時間認定子どもの利用者負担額は、現行の保育料と同額に設定（階層統合に伴い、一部変更）し、保育短時間認定子どもの利用者負担額は、国の基準に沿って設定します。

松山市(案)							国の上限額基準(案)				
階層区分	3歳未満児 (月額)		3歳児 (月額)		4歳以上児 (月額)		階層区分	満3歳未満 (月額)		満3歳以上 (月額)	
	保育 標準 時間	保育 短 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間		保育 標準 時間	保育 短 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間
A 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	① 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B 市民税非課税世帯	5,500円	5,500円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
C1 市民税均等割世帯	15,000円	14,700円	12,000円	11,800円	12,000円	11,800円	③市町村民税所得割 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
C2 市民税所得割 56,000円未満	17,500円	17,200円	14,500円	14,300円	14,500円	14,300円					
C3 市民税所得割 63,000円未満	21,000円	20,600円	18,000円	17,700円	18,000円	17,700円	④市町村民税所得割 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
C4 市民税所得割 74,000円未満	25,000円	24,600円	21,500円	21,100円	21,500円	21,100円					
C5 市民税所得割 111,000円未満	29,000円	28,500円	25,500円	25,100円	25,500円	25,100円	⑤市町村民税所得割 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
C6 市民税所得割 119,000円未満	34,000円	33,400円	31,000円	30,500円	28,000円	27,500円					
C7 市民税所得割 164,000円未満	38,500円	37,800円	33,500円	32,900円	28,500円	28,000円	⑥市町村民税所得割 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
C8 市民税所得割 201,000円未満	44,000円	43,300円	34,000円	33,400円	29,000円	28,500円					
C9 市民税所得割 210,000円未満	52,000円	51,100円	34,500円	33,900円	29,500円	29,000円	⑦市町村民税所得割 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
C10 市民税所得割 342,000円未満	54,000円	53,100円	34,500円	33,900円	29,500円	29,000円					
C11 市民税所得割 342,000円以上	57,000円	56,000円	34,500円	33,900円	29,500円	29,000円	⑧市町村民税所得割 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

#### ■減免措置

- 小学校就学前の範囲で、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。
- ひとり親世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の子どもについては、B階層は0円、C1、C2階層は1,000円減額とします。
- 同居の有無を問わず、18歳未満の児童が3人以上の世帯では、3人目以降の3歳未満児は、B階層、C1、C2階層は0円、C3階層からC11階層は半額とします。

#### **4 年少扶養控除等の取扱い及び経過措置（1号、2号、3号認定子ども共通）**

現在、保育所保育料等の階層判定にあたり、平成22年度の税制改正で廃止された年少扶養控除及び16歳～18歳までの特定扶養控除の上乗せ分について行っている再計算は、国の方針に基づき、新制度での利用者負担額の階層区分の判定については行いません。しかし、激変緩和のため、在園児に限り、再計算をしないで判定した平成27年度の階層区分が、平成26年度より所得の高い階層に移る児童は、再計算と同様の取扱いを行い、その結果で判定を行う経過措置を講じます。（1号認定子どもも、就園奨励費補助金での階層区分をもとに、同様の取扱いを行います。）